

お客様に安心して弊社のレンタル機械をご利用していただくため、下記内容にて補償制度を制定しております。
 ※この補償制度は2017年1月1日現在のものであり、後に変更する場合もございますので、ご了承ください。

お客様の作業現場もしくは公道において、第三者の身体・財物に損害を与えた場合負担する法律上の賠償損害を補償料としてお支払いいたします。
 ただし、オペレーターの傷害補償、およびレンタル機械の盗難・破損等が生じた場合はご負担額等をお支払いいただくことになります。

		登録ナンバー付		登録ナンバーなし	
		トラック スカイマスター ダンプ ユニック車	スーパーデッキ タイヤショベル 特殊車両 など	フォークリフト	高所作業車(自走式) パワーショベル
賠償	対人	無制限 (免責7万円)	無制限 (免責7万円)	無制限 (免責7万円)	無制限 (免責7万円)
	対物	無制限 (免責7万円)	無制限 (免責7万円)	無制限 (免責7万円)	無制限 (免責7万円)
傷害	人身傷害	3,000万円 (一人につき免責7万円)			
	搭乗者傷害			1,000万円(日数払い) 入院10,000円 通院5,000円	1,000万円(日数払い) 入院10,000円 通院5,000円
	無保険車傷害	2億円		2億円	2億円
	車両保険	時価(免責7万円)		付帯なし	付帯なし
	その他	対物超過修理費用		付帯なし	付帯なし

(ご注意)

上記補償は弊社所有の指定レンタル機械に限定します。
 Wレンタル品でレンタルさせていただいた場合、補償内容はWレンタル先の条件となります。

第三者のご説明

被補償対象者(使用者様)からみて、法的な賠償責任を負担しなければならない者を指し、具体的には、事故を起こした当事者の所属する会社(下請会社を含む)・その会社員ならびに当事者の家族以外の会社・人をいいます。

具体例



例

- D社の社員(雇用者)が事故を起こした当事者とした場合、A社、B社、C社、E社、F社、H社、I社、J社の会社・社員(雇用者)は第三者とみなします。
- B社の社員(雇用者)が事故を起こした当事者としたならば、A社～J社は同一会社および会社員とみなし補償はされません。
- 財物についても同様となります。

補償事故例

対人補償	車両・建機を運転動作中、誤って第三者を死傷させた場合
対物補償	車両・建機を運転動作中、誤って第三者の財物を破損した場合
自損事故	登録ナンバー付の車両・建機で自分自身が誤って事故を起こし、死亡あるいは後遺障害が発生した場合(自賠償保険が支払われない時)
搭乗者補償	車両(建設機械は除く)を運転中誤って事故を起こし、搭乗者が死亡あるいは後遺障害が発生した場合
傷害補償	自走式車両・機械を運転操作中誤って搭乗者が死亡あるいは後遺障害が発生した場合
動産補償	レンタル機械の火災、盗難、落畜、爆発、破損 輸送器具の衝突・転覆・脱線 当該機械の衝突・転覆

補償料 一律200円/1日
 タイヤショベル600円/1日

※計算例

レンタル機械1台当たりの補償料=補償料×出荷中日数

※補償料は、レンタル料計算とは異なりますので、レンタル料に含めることはご容赦ください。

※補償料の休止は、補償規定の対応によりご容赦願います。

※補償料につきましては、変更することがありますのでご了承ください。

※ご負担額・補償料の消費税は、税務署の指導により、保険会社の保険料とは異なり消費税の対象となりますので別途請求させていただきます。ご了承ください。